

6. 漏出時の措置

- | | | |
|------------|---|---------------------------------------|
| 人体に対する注意事項 | : | 作業の際には保護靴、保護手袋、保護眼鏡、防塵マスクなどの保護具を着用する。 |
| 環境に対する注意事項 | : | 漏出物を直接河川や下水に流してはいけない。 |
| 除去方法 | : | 漏出したものはスコップ、ほうき等で集め、袋等の空容器に回収する。 |

7. 取扱い及び保管上の注意

- | | | |
|-----------|---|---|
| 取扱い | | |
| 技術的対策 | : | 取扱いは換気の良い場所で行う。長時間あるいは繰り返し皮膚等への接触を避ける。そのため、保護具（保護手袋、長靴、保護眼鏡、防塵マスク等）を着用する。 |
| 注意事項 | : | 取扱い後は、顔、手、口等をきれいに洗う。また、衣服が汚れた場合には洗ってから着用する。袋の場合、破袋などにつながるような粗暴な取扱いをしない。 |
| 安全取扱い注意事項 | : | 強酸（塩酸、硫酸、硝酸等）との接触は避ける。 |
| 保管 | | |
| 適切な保管条件 | : | 変質を防止するため、直射日光、水漏れ、湿気、熱を避けて常温で保管する。 |
| 安全な容器包装材料 | : | 防湿のため密閉可能な袋または容器。 |

8. 曝露防止及び保護措置

- | | | |
|------------|---|--|
| 設備対策 | : | ①屋内等通気の悪い場所では、換気及び局所集塵を行う。
②取扱い場所近くに、目や身体を洗浄するための設備を設置する。 |
| 許容濃度 | : | 該当なし |
| 保護具 | | |
| 呼吸器の保護具 | : | 防塵マスク |
| 手の保護具 | : | 保護手袋(ビニール製・ゴム製) |
| 目の保護具 | : | 防塵眼鏡 |
| 皮膚及び身体の保護具 | : | 長袖、長ズボンの作業服、保護帽、保護靴 |
| 衛生対策 | : | 保護具は保管場所を定めて保管し、清潔なものを使用する。
取扱い場所の近くに手洗い、洗眼、うがい等の設備を設け、その位置を明示する。 |

9. 物理的及び化学的性質

- | | | |
|----------------------|---|--------------------------------|
| 物理的状態 | | |
| 形状 | : | 粉体 |
| 色 | : | 無機顔料で様々に着色 |
| 臭い | : | 無臭 |
| pH | : | 水に触れるとアルカリ性を呈する。 |
| 物理的状態が変化する特定の温度／温度範囲 | | |
| 沸点、引火点、発火点 | : | 不燃性の固体 |
| 密度 | : | 2.9～3.2g/cm ³ (20℃) |
| 溶媒に対する溶解性 | : | 水に難溶性。有機溶媒に不溶。 |

10.安定性及び反応性

- 安定性 : 通常条件では安定である。
反応性 : 水と反応して硬化する。
危険有害な分解性生物 : 生成しない。

11.有害性情報

- 急性毒性 : 知見なし。
局所効果
吸入 : 多量に長期吸入すると「じん肺」になる恐れがある。
皮膚、目の接触 : 水と接触すると水酸化カルシウムを生じアルカリ性を呈し、目や皮膚を刺激する。

12.環境影響情報

- 移動性 : データなし。
その他 : 水と接触するとアルカリ性を呈するので注意する。

13.廃棄上の注意

- 残余廃棄物 : ①製品（粉体）の廃棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の汚泥の処理基準に基づき廃棄する。硬化体の場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の建築廃材の処理基準に基づき廃棄する。洗浄水の排水は、水質汚濁防止法に基づき処理を行う。
②外部に委託する場合は、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を依頼する。
汚染容器・包装の廃棄方法 : 残余廃棄物と同様、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

14.輸送上の注意

- 国際規制 : 該当しない。
国連分類・番号 : 国連の定義による危険物に該当しない。
国内規制 : 消防法、劇毒物取締法、航空法、船舶安全法、港則法などの輸送規定には該当しない。
輸送の特定の安全対策及び条件 : 運搬に際しては、容器に漏れのないことを確認し、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

15.適用法令

- 毒物及び劇物取締法 : 該当しない。
労働安全衛生法 : 粉塵障害防止規則第 2 条 粉塵作業
法第 57 条の 2 通知対象物（水酸化カルシウム 政令番号 316）
じん肺法 : 施行規則第 2 条 粉塵作業
化学物質管理促進法(PRTR) : 該当しない。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）：第 16 条 再資源化等実施義務

16.その他の情報

- 引用文献 : 化学物質等安全データシート(MSDS)ー第 1 部内容及び項目の順序 JIS Z 7250
日本化学工業協会編「製品安全データシートの作成指針」
化学工業日報社「化審法化学物質」

記載内容は当社の最善の調査に基づいて作成しておりますが、記載のデータや評価に関しては必ずしも安全性を十分に保証するものではありません。すべての化学製品には未知の有害性が有り得る為、取扱いには細心の注意が必要です。ご使用者各位の責任において、個々の取扱い等の実態に応じて適切な使用条件を設定くださるようお願いいたします。

測定結果報告書

整理No. B2212015(1/3)

平成 22年 12月 9日

株式会社ナビコグリーン 殿

習和産業株式会社
千葉県習志野市東習志野七丁目1番1号
環境ビジネス事業部 環境管理センター
〒275-0001
千葉県習志野市東習志野三丁目15番11号
TEL 047(474)5312 FAX 047(477)5324

貴殿よりご依頼されました試料の測定結果を下記によりご報告致します。

採取場所と依頼された項目の測定結果を下記によりと報告致します。

受 付 日	平成 22年 11月 24日					
採 取 日	—		時 刻	—		
天 候	—					
分 析 日	平成 22年 11月 24日 ～ 平成 22年 12月 8日					
採 取 者	依頼者 様					
試験の種類	溶出量試験					
件 名	セメント系土壌改良剤分析					
試 料 名	エコバインド					
採取場所	—					

No.	測 定 の 対 象	測 定 結 果	定 量 下限値	溶出量 基 準	単 位	測 定 の 方 法
1	四塩化炭素	< 0.0002	0.0002	0.002	mg/l	JIS K 0125 5.2
2	1,2-ジクロロエタン	< 0.0004	0.0004	0.004	mg/l	JIS K 0125 5.2
3	1,1-ジクロロエチレン	< 0.002	0.002	0.02	mg/l	JIS K 0125 5.2
4	シス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.004	0.004	0.04	mg/l	JIS K 0125 5.2
5	1,3-ジクロロプロペン	< 0.0002	0.0002	0.002	mg/l	JIS K 0125 5.2
6	ジクロロメタン	< 0.002	0.002	0.02	mg/l	JIS K 0125 5.2
7	テトラクロロエチレン	< 0.001	0.001	0.01	mg/l	JIS K 0125 5.2
8	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.1	0.1	1	mg/l	JIS K 0125 5.2
9	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006	0.0006	0.006	mg/l	JIS K 0125 5.2
10	トリクロロエチレン	< 0.003	0.003	0.03	mg/l	JIS K 0125 5.2
11	ベンゼン	< 0.001	0.001	0.01	mg/l	JIS K 0125 5.2
12	カドミウム及びその化合物	< 0.001	0.001	0.01	mg/l	JIS K 0102 55.3
13	六価クロム化合物	< 0.01	0.01	0.05	mg/l	JIS K 0102 65.2.1
14	シアン化合物	< 0.1	0.1	検出され ないこと	mg/l	JIS K 0102 38.1.2及び38.3
15	水銀及びその化合物	< 0.0005	0.0005	0.0005	mg/l	S.46環告59号付表1
16	アルキル水銀化合物	< 0.0005	0.0005	検出され ないこと	mg/l	S.46環告59号付表2
17	セレン及びその化合物	< 0.001	0.001	0.01	mg/l	JIS K 0102 67.3
18	鉛及びその化合物	< 0.001	0.001	0.01	mg/l	JIS K 0102 54.3
19	砒素及びその化合物	< 0.001	0.001	0.01	mg/l	JIS K 0102 61.3
20	ふっ素及びその化合物	0.59	0.08	0.8	mg/l	S.46環告59号付表6

備 考	1) < 印は、定量下限値未満を示します。 2) 検液は、平成3.8.23.環告46号の付表により作成いたしました。
-----	---

測定結果報告書

整理No. B2212015(2/3)

平成 22年 12月 9日

株式会社ナビコグリーン 殿

習和産業株式会社
千葉県習志野市東習志野七丁目1番1号
環境ビジネス事業部 環境管理センター
〒275-0001
千葉県習志野市東習志野三丁目15番11号
TEL 047(474)5312 FAX 047(477)5324

貴殿よりご依頼されました試料の測定結果を下記によりご報告致します。

貴殿より依頼されました試料の測定結果を下記によりご報告致します。

受 付 日	平成 22年 11月 24日					
採 取 日	—		時 刻	—		
天 候	—					
分 析 日	平成 22年 11月 24日 ～ 平成 22年 12月 8日					
採 取 者	依頼者 様					
試験の種類	溶出量試験					
件 名	セメント系土壌改良剤分析					
試 料 名	エコバインド					
採取場所	—					
No.	測 定 の 対 象	測 定 結 果	定 量 下限値	溶出量 基 準	単 位	測 定 の 方 法
1	ほう素及びその化合物	0.7	0.1	1	mg/ℓ	JIS K 0102 47.3
2	シマジン	< 0.0003	0.0003	0.003	mg/ℓ	S. 46環告59号付表5
3	チウラム	< 0.0006	0.0006	0.006	mg/ℓ	S. 46環告59号付表4
4	チオベンカルブ	< 0.002	0.002	0.02	mg/ℓ	S. 46環告59号付表5
5	ポリ塩化ビフェニル	< 0.0005	0.0005	検出され ないこと	mg/ℓ	S. 46環告59号付表3
6	有機リン化合物	< 0.1	0.1	検出され ないこと	mg/ℓ	S. 49環告64号付表1
7		以下余白				
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
備 考		1) < 印は、定量下限値未満を示します。 2) 検液は、平成3. 8. 23. 環告46号の付表により作成いたしました。				

測定結果報告書

整理No. B2212015(3/3)

平成 22年 12月 9日

株式会社ナビコグリーン 殿

習和産業株式会社
千葉県習志野市東習志野七丁目1番1号
環境ビジネス事業部 環境管理センター
〒275-0001
千葉県習志野市東習志野三丁目15番11号
TEL 047(474)5312 FAX 047(477)5324

貴殿よりご依頼されました試料の測定結果を下記によりご報告致します。

受 付 日	平成 22年 11月 24日					
採 取 日	—		時 刻	—		
天 候	—					
分 析 日	平成 22年 11月 24日 ～ 平成 22年 12月 8日					
採 取 者	依頼者 様					
試験の種類	含有量試験					
件 名	セメント系土壌改良剤分析					
試 料 名	エコバインド					
採取場所	—					
No.	測 定 の 対 象	測 定 結 果	定 量 下 限 値	溶 出 量 基 準	単 位	測 定 の 方 法
1	カドミウム及びその化合物	< 5	5	150	mg/kg-dry	JIS K 0102 55.3
2	六価クロム化合物	< 10	10	250	mg/kg-dry	JIS K 0102 65.2.1
3	シアン化合物（遊離シアン）	< 2.5	2.5	50	mg/kg-dry	JIS K 0102 38.1.2及び38.3
4	水銀及びその化合物	< 0.5	0.5	15	mg/kg-dry	S.46環告59号付表1
5	セレン及びその化合物	< 5	5	150	mg/kg-dry	JIS K 0102 67.3
6	鉛及びその化合物	< 5	5	150	mg/kg-dry	JIS K 0102 54.3
7	砒素及びその化合物	< 5	5	150	mg/kg-dry	JIS K 0102 61.3
8	ふっ素及びその化合物	390	200	4000	mg/kg-dry	JIS K 0102 34.1
9	ほう素及びその化合物	240	200	4000	mg/kg-dry	JIS K 0102 47.3
10		以下余白				
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
備 考		1) < 印は、定量下限値未満を示します。 2) 検液は、平成15.3.6.環告19号の付表により作成いたしました。				